社会福祉法人北九州市社会福祉協議会における共催等の名義の使用承諾基準

（目的）

第１条 この基準は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）名義の使用承諾を行う範囲等を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 本会が事業の企画、運営に参加し、また当該事業の経費の一部を負担するなど、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。

(2) 後援 本会が事業の趣旨に賛同する意を表することをいう。

（3） 協賛 本会が事業の趣旨に賛同し、資金協力を行うことをいう。

（事業の主催者）

第３条 本会が共催等名義の使用承諾を行う事業の主催者は、国、公共団体、公共的団体及びこれに準ずる団体並びに報道機関等公共性のある企業で、定款、事務局、役員組織及び経理機構等が整備されているものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、事業内容について特に適当と認められるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

（承諾基準）

第４条 本会が共催等名義の使用承諾を行う事業は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本市が共催名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するもので、原則として全市を対象として行われる事業でなければならない。

ア 本会が当該事業に対して、経費を負担している事業

イ 本会が当該事業の企画運営に参加する事業

(2) 本会が後援又は協賛名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

ア 本会が当該事業に対して、経費を負担している事業

イ 本会の事業の推進又は地域福祉の向上に寄与すると認められる事業

２ 前項の規定にかかわらず、特に必要であると認められるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

（区事務所の行う共催等）

第５条 区事務所（定款第５条第２項に掲げる事務所）は、前条の規定に準じ、当該事務所名をもって共催等を行うことができる。

 （共催等名義の使用承諾を行わない事業）

第６条 第４条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等名義の使用承諾を行わないものとする。

(1) 特定の政党、宗教又は公の選挙の候補者の支持に関係のある事業

(2) 営利を目的とした事業。ただし、報道機関等が行う事業のうち公共性があるものについては、この限りでない。

(3) 暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当するものが行う事業

(4) 反社会的勢力を利することとなる、又は反社会的勢力が運営に関与し、資金を提供し、便宜等を供与することが認められる事業

(5) 前４号の事業のほか、本会において共催等名義の使用承諾を行うことが不適当と認められる事業

２ 共催等名義の使用承諾の申請若しくは事業の実施について偽りのあったとき又は関係法令に違反したときは、共催等名義の使用承諾を取り消すことができるとともに、以後共催等名義の使用承諾を行わないことができる。

３ 前項の場合において、本会が共催等名義の使用承諾を取り消した場合に損害が生じても、本会は賠償の責めを負わないものとする。

（申請要領）

第７条 本会に対して、共催等名義の使用承諾を申請しようとする者は、原則、事業実施日の１ヶ月前までに共催・後援・協賛名義使用承諾申請書（様式１）に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

(1) 事業計画書又は実施要綱

(2) 主催者概要

(3) その他本会が必要と認める書類

（共催等名義の使用承諾）

第８条　前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第４条に掲げる要件に適合すると認められるときは、共催等名義の使用承諾を行うものとする。

２　共催等名義の使用承諾にあたり、必要と認める場合は、条件を付すことができる。

３ 共催等名義の使用承諾の決定についての決裁区分は、別表のとおりとする。

（決定の通知）

第９条 本会が共催等名義の使用承諾を行う若しくは行わないことを決定したときは、承諾を行う場合は、共催・後援・協賛名義使用承諾通知書（様式２）、承諾を行わない場合は、共催・後援・協賛名義使用不承諾通知書（様式３）によって、当該申請者に通知する。

（承諾内容の変更）

第10条 共催等名義の使用承諾を受けた者が、前条の承諾通知書に記載した事項について変更しようとする場合は、速やかに共催・後援名義使用変更承諾申請書（様式４）に関係書類を添えて提出しなければならない。

２ 前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、変更の承諾を行い、共催・後援名義使用変更承諾通知書（様式２）によって、当該申請者に通知する。

（事業報告）

第11条 共催等名義の使用承諾を受けた事業の主催者は、当該事業が完了したとき、事業完了後１ヶ月以内に事業報告書（参考様式１）を本市に提出しなければならない。

（委任）

第１2条 この基準の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、令和５年１０月１日から施行する。

様式１

共催・後援・協賛名義使用承諾申請書

　　　　年　　　　月　　　　日

北九州市社会福祉協議会会長　様

所在地

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　下記の事業について、北九州市社会福祉協議会の　共催 ・ 後援 ・ 協賛 名義の使用承諾について申請いたします。

なお、この申請書及び添付資料について事実と相違ないこと、並びに暴力団等の反社会的勢力に該当せず、及び申請した行事に反社会的勢力を一切関与させないことを誓約します。また、暴力団排除のために、必要な公官庁への照会を行うことに同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 日時（期間） |  |
| 場　所 |  |
| 対象者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参加者（予定）　　　人 |
| 担当者 | 〒住所氏名 | 連絡方法ＴＥＬ |
| 他の共催・後援・協賛団体等 |  |
| 事業 | 趣旨 |
| 概要 |

（注）　趣旨・概要を記載した要項を添付の場合は、事業欄の記載は不要です。

様式４

共催・後援・協賛名義使用承諾変更申請書

　　　　年　　　　月　　　　日

北九州市社会福祉協議会会長　様

所在地

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　年　　月　　日付けにて　共催 ・ 後援 ・ 協賛 名義の使用承諾を受けた（事業名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、以下のとおり変更が生じましたので申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項※該当箇所のみ記入 | 変更前 | 変更後 |
| 事業名 |  |  |
| 日時（期間） |
| 場所 |
| 対象者※参加予定人数 |
| 担当者 |
| 他の共催・後援・協賛団体等 |
| 事業趣旨・概要 |
| 変更の理由 |  |

（注）　趣旨・概要を記載した要項を添付の場合は、事業欄の記載は不要です。